破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２５号
神奈川県横須賀市野比１丁目23番10号　ヴィラＹＲＰ野比204
破産者　小室涼之介
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１１１号
福島市新町４番19号　山口ビル３Ｆ
破産者　中牟田博之
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８６３号
福岡市南区横手３丁目９番22号
破産者　柳沼　政昭
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９２４号
福岡市東区和白丘１丁目21番７―210号
破産者　高木美智子
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９３６号
福岡市城南区東油山１丁目７番15号
破産者　山本　雄二
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２２１号
静岡県焼津市東小川２丁目４番１号
破産者　川畑　正志
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５０号
静岡県焼津市浜当目４丁目７番10号
破産者　安本　文彦
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２９号
神奈川県座間市広野台１丁目23番８号
破産者　宇津木武文
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５０４号
福岡県大野城市上大利２丁目９番37―403号、前住所福岡県大野城市上大利３丁目３番２号　セリーン大利301号
破産者　山本　祐介
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５５３号
福岡市東区西戸崎２丁目８番１号、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区室住団地28番303号
破産者　濱田　忠義
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６５４号
福岡市西区小戸４丁目５番46―703号
破産者　山川　道弘（旧姓大石）
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７２８号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦339番地２　レディースホーム實松203号、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市下大利団地10番102号
破産者　松村　和広
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７９３号
福岡市博多区竹丘町２丁目４番７―501号
破産者　若杉　伸祐
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８８４号
福岡市城南区宝台団地18番201号
破産者　稲倉　　渉
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８９６号
福岡市東区和白丘３丁目16番43号、前住所大分県宇佐市大字住江280番地の１
破産者　宮崎　和江
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９９８号
福岡市中央区赤坂３丁目８番26号
破産者　大内　敏博
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９９９号
福岡市中央区赤坂３丁目８番26号
破産者　大内　春惠
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４６号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平614番地12　１Ｆ
破産者　渡嘉敷通喜
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第８８６号
札幌市西区西野13条８丁目３番31号
破産者　眞榮田京美（旧姓大津）
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部